

平城宮跡資料館 平成28年度 秋期特別展

地下の 正倉院展

式部省木簡の世界

－ 役人の勤務評価と昇進 －

いじめごと

平城宮跡最大の発掘調査成果ともいえる木簡の実物を、広く皆様にご覧いただくとうと始めた「地下の正倉院展」も、お蔭さまで今年で一〇回目の節目を迎えることができました。今回は、一九六六年に平城宮跡東南隅で南面大垣の内側の東西溝から見つかった木簡群を中心とする展示を企画いたしました。この南面大垣は、復原された姿を近鉄線から間近にご覧いただけますので、きっと皆様にも馴染みの深い場所ではないでしょうか。

木簡の内容は、式部省でおこなわれた役人の勤務評価の際に用いられた特徴的な木簡の削屑が主体で、平城宮跡で初めて一度に一万点を超える発見となった木簡群です。当時の政治の中枢であった平城宮跡ならではの木簡といえます。

昨年の造酒司に続き、一つの役所の木簡の内容を深く掘り下げた展示となります。役人の勤務評価の木簡は、削って再利用できるといふ木の特性を最大限活かした使い方をしています。初めての出陳となる珍しい木簡も展示いたしますので、木簡そのものについてもご理解を深めていただけるものと思います。本展覧会を通して、出世をめざして懸命に働く平城宮の下級役人たちの世界に思いを馳せていただけましたら幸いです。

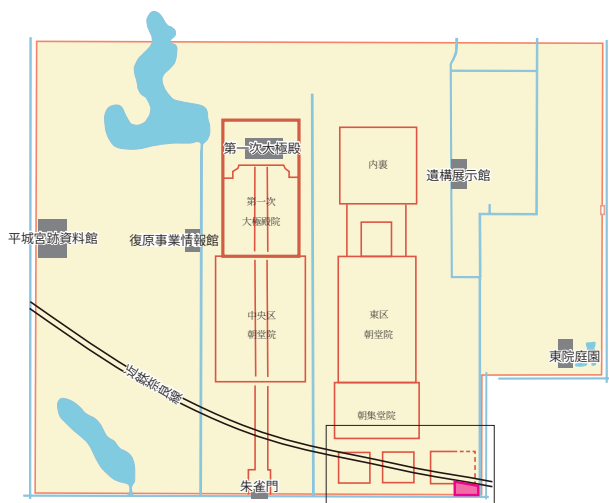
最後になりましたが、今年もご後援をいただきました各機関の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

二〇一六年一〇月

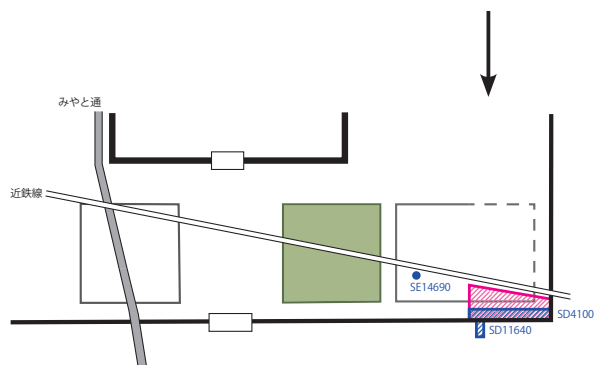
独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長 松村 恵司

凡例

1. 本書は、奈良文化財研究所平城宮跡資料館でおこなう平成28年度秋期特別展「地下の正倉院展」式部省木簡の世界―役人の勤務評価と昇進―にちなんで編集したものである。本特別展は、当研究所都城発掘調査部史料研究室が企画し、企画調整部展示企画室が全面的に協力し開催する。
(会期二〇一六年一〇月一五日(土)～一二月二七日(日))
2. 木簡の保存に万全を期すため、会期中は約二週間ごと二回の展示替えをおこなう。
3. 木簡の写真は原寸の75%に縮小して掲載することを原則としたが、一部異なるものがあり、その場合は縮尺を明記した(II章のみ原寸で掲載)。写真下のアラビア数字は本特別展における通し番号を示す。
4. 本書の編集は史料研究室渡辺晃宏・藤間温子と展示企画室三輪仁美が担当した。木簡の写真は企画調整部写真室中村一郎・飯田ゆりあが撮影し、鎌倉綾が補佐した。作成にあたり、史料研究室 馬場基・山本宗・桑田調也・山本祥隆・井上幸・方国花、展示企画室 加藤真二・田中恵美が協力し、展示企画室 廣瀬智子・福島冠如が補佐した。
5. 本特別展にあたっては、以下の諸機関のご後援を得た。記して謝意を表す。
文化庁・国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所・奈良県教育委員会・奈良市教育委員会・読売新聞社・近畿日本鉄道株式会社・奈良交通株式会社・株式会社南都銀行・木簡学会



平城宮跡の現況と今回展示する木簡の出土地 (赤色部分)



同上詳細図 (上図黒枠部分拡大)

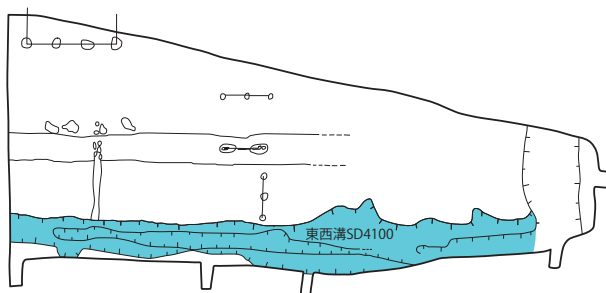
プロローグ 式部省木簡一三〇〇〇点の発見

下級役人の勤務評価という一点に収斂する膨大な量の削屑を中心とする木簡群。木簡の世界はさらに大きく広がった。

平城宮跡で最初の木簡が見つかったから五年後の、一九六六年のこと。場所は、宮東南隅と考えられていた地域（東張り出し部の存在の確証はまだ得られていなかった）。調査は、南面大垣跡の里道に沿って、その北側で東西五〇mあまりにわたっておこなわれた。その結果、大垣の北を東西に流れる溝が見つかった。今回展示する木簡は、この東西溝SD四一〇〇から出土した一群を中心とする。東西溝SD四一〇〇の木簡の特徴は、まず第一にその点数が一三〇〇点と膨大であること。一九六一年の平城宮跡最初の木簡の発見となったゴミ穴SK二一九の木簡は約四〇

点、その二年後の内裏北外郭のゴミ穴SK八二〇から見つかった木簡は一八〇〇点余りで、点数は一気に四桁へと飛躍したが、五桁に及ぶ発見はこの東西溝SD四一〇〇出土木簡が最初だった。二つ目の特徴は、一三〇〇点の大半が削屑だったこと。木簡を使う利点の一つは削って再利用できることにある。東西溝SD四一〇〇の木簡は、削屑の割合が実に九五%に及び、削屑ではない、表裏の面を残すいわば形のある木簡はごく僅かに過ぎない。三つ目の特徴は、木簡の内容の偏りが顕著なこと。削屑は、役所に勤務する六位以下の

役人たち（一般に五位以上の貴族に対して、下級役人と呼ぶ）の勤務評価の際に作られた木簡を削った削屑が大半を占めている。これは形のある僅かの木簡を含めていえることである。東西溝SD四一〇〇の木簡は、式部省という文官の人事を担当する役所でおこなわれた、下級役人の勤務評価の木簡（一般に考選木簡と呼ぶ）という、ごく限られた内容の木簡から構成されているのである。木簡の年代は、東西溝SD四一〇〇の西端では神亀四、五年（七二七、七二八）のもが出土しているが、大半は天平神護年間から宝龜元年まで（七六五〜七七〇）である。



1966年発掘調査検出遺構図



東西溝SD4100（西から撮影、1966年）

写真右下から延びる里道が平城宮南面の築地大垣（南面大垣）の痕跡。その左側の深く抉れた部分が今回展示する木簡が見つかった東西溝SD4100。所々溜まり状に深くなっている様子が見て取れる。



整備後の様子（西から撮影、2016年）

式部省とは？

式部省は、当時の役人の勤務評価、人事を主に担当する役所である。のちに律令の規定の通りに文官は式部省、武官は兵部省で人事を分掌するようになるが、奈良時代の初めは式部省が一手に人事を引き受けていた。その当時の式部省の長官（卿）はおなじみ長屋王である。のちに左大臣として政権を担う長屋王が長官であったことと、式部省の権限が強かったこととは無関係ではないだろう。

式部省の長官職は、のちに藤原氏の手に移り、式部省は藤原宇合、兵部省は藤原麻呂という、藤原不比等の三男と四男の兄弟が長官について、対等の関係が成立する。七三〇年代の天平の初めのころのことである。

なお、式部省に属する役所には、役人の養成機関である大学寮と、位階のみで特定の官職についてない者が勤務する散位寮の二つがある。

Ⅰ 勤務評価に使われた木簡



裏面 左側面 表面 右側面

7 (原寸の60%)



2



勤務評価に使われた木簡の完形品と孔から下部を折ったり切ったりしたもの



木簡の勤務評価の記録を紙の文書に書き写す役人 (絵：早川和子)

勤務評価の事務作業に用いる木簡は、二つの大きな特徴がある。一つは役人一人ひとりの個人カードの体裁をとること、もう一つは側面に左右に貫通する孔があけられていることである。これは事務作業の過程に応じて、位階・官職・評価などさまざまな観点から簡易に並べ直すことができ、かつ紐を通してその順序を固定するための工夫である。

7は完形の勤務評価の木簡。「去上」は昨年の勤務評価を示す。年齢・本貫地(本籍地)の下に今年の出勤日数、「去上」の左に今年の評価が書き込まれるのを待つばかりだったが、記入されることなく廃棄された。2は孔の部分で折って捨てられた勤務評価の木簡。

勤務評価に使われた木簡には、側面に孔をあける特別な加工がなされている。完形品は少なく特徴的な捨て方をされるが、別の用途に再利用されたものも多い。



16



6

このタイプの木簡の新品は厚さが二cmから三cmもあったとみられる。その側面上部に孔をあけて使い始め、勤務評価が終わると表面を削って再利用する。何度も再利用して側面の孔が表面に出てきてしまい、勤務評価の事務作業に使えなくなった木簡は、孔のところまで折って捨てることが多い。しかし、普通の木簡としてならま

だ使用に耐え得る厚さがある。東西溝SD 四一〇〇の木簡のなかには、勤務評価の木簡を別の用途に再利用した例が比較的多く見られる。7のように完全な形で見つかるものがごく僅かなのは、こうした理由によるのかもしれない。6は最終的に習書に用いて捨てられたもの。16は式部省からの召文めしよみ(呼び出し状)に

再利用したもの。勤務評価の木簡として使ったときの向きをひっくり返し、孔のある方を下にして再利用している場合もある。孔より上部を切断してしまえば勤務評価木簡の痕跡は残らないから、再利用の例はもっと多かったかもしれない。



勤務評価に使われた木簡を別の用途の木簡に再利用したものの

Ⅱ 考選木簡の削屑の世界

下級役人の勤務評価には二種類のものがある。一つは毎年の評価で、考課、または略して「考」と呼ぶ。常勤か非常勤か、京官か外官かによって四種類に区別されていて、評価の対象となるには、一定の出動日数を満たす必要があった。評価もこの区分によって、九段階評価のものと、三段階評価のものがあった（9頁の表参照）。勤務日数が足りない場合は、その年の評価の対象からは外された。

もう一つの勤務評価は、毎年の評価を一定年数分総合して位階の昇進を決定するもので、選叙、または略して「選」と呼ぶ。勤務評価を考選、そのための木簡を考選木簡と呼ぶのは、「考」（考課）と「選」（選叙）の総称というわけである。何年分をまとめるかは、役人の身分によってそれぞれ決まっていた（期間の変更もある）、下級役人の場合は、少なくとも六年は必要だった。六年大過なく勤めて毎年中中や中の評価をもらって初めて、位階が昇進するのである。

当時の位階は、最下位の少初位下から最上位の正一位までの三〇階だったが、さらに無位（無位）も実質的に一つの位階として機能

した。このため、無位から勤め始めて三〇年大過なく過ごしても、無位↓少初位下↓少初位上↓大初位下↓大初位上↓従八位下、というわけで、まだやっと八位に到達できるだけなのである。二階級特進というようないないわけではないが、余程の幸運にでも恵まれないと、なかなか昇進は思うに任せない。こうして奈良時代の下級役人は、考課と選叙による厳密な勤務評価によって管理されていたのである。

勤務評価の木簡の個人カードとしての記載の基本は、官職・位階・姓名・年齢・本貫地（本籍地）である。年齢と本貫地は、姓名の下に左右二行の割り書きにする。その他の記載はいくつかのパターンがあるが、毎年の評価に関する考課の木簡では、前年度の評価と今年の評価、出勤日数などが書き加えられることが多く、数年の評価の積み重ねによる選叙の木簡では、各年の勤務評価の内訳、勤務日数の合計、位階昇進の判定結果やそれに付随する記載などが書かれる。

次頁からは、多量に見つかった削屑が元の考選木簡のどの部分にあたるか、模式的に示してみたい。

従五位下
正六位上
正六位下
従六位上
従六位下
正七位上
正七位下
従七位上
従七位下
正八位上
正八位下
従八位上
従八位下
大初位上
大初位下
少初位上
少初位下
無位

位階表
（便宜上、従五位下より下位を示す）

東西溝SD四一〇〇から出土した木簡は、勤務評価の木簡の削屑が大半を占める。一つひとつの削屑は微細で僅かな内容でも、総合的に分析すれば、勤務評価の際に使われた木簡の原形を復元することができる。



木簡に勤務評価を記録する様子（絵：早川和子）



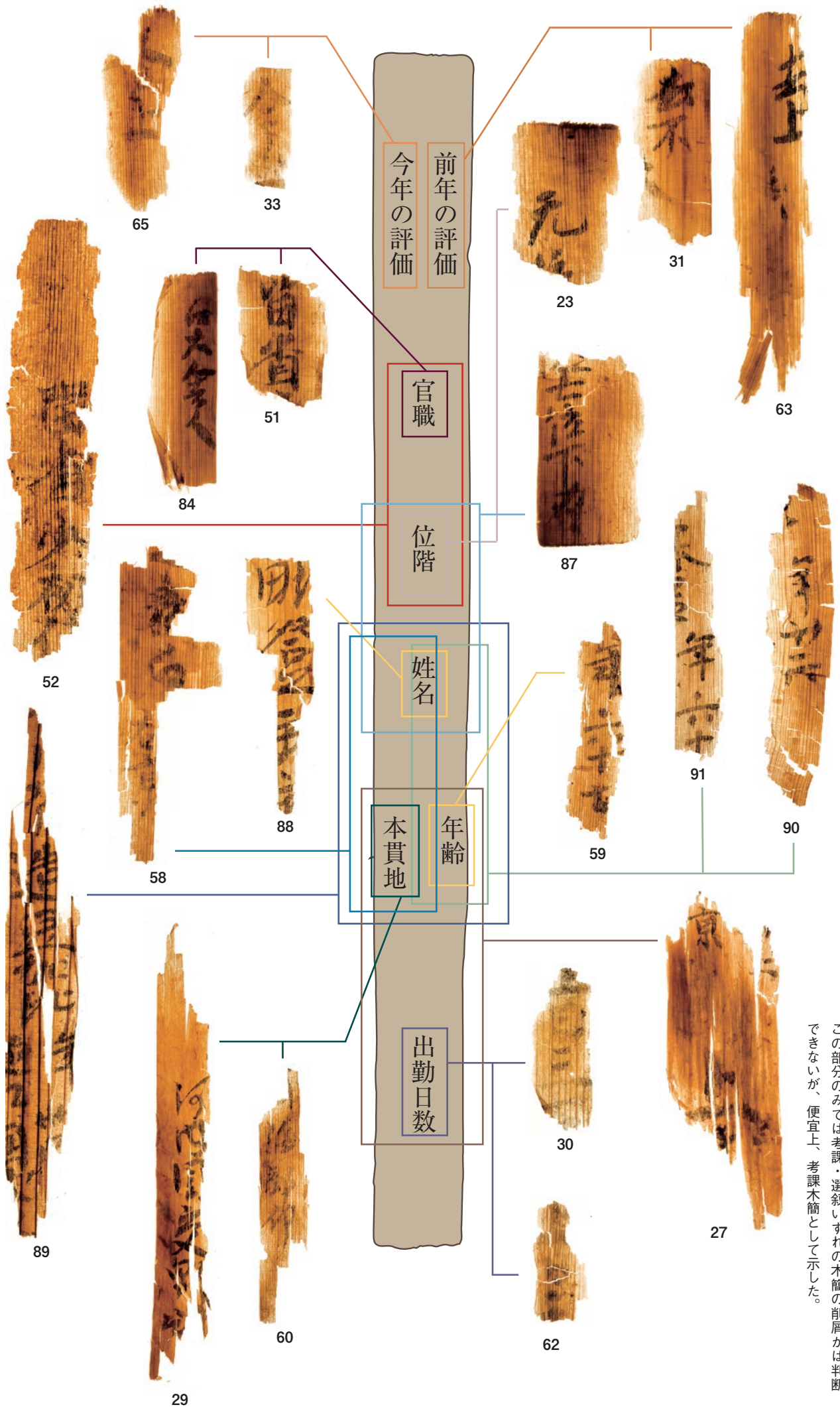
文字を削り取り再利用の準備をする様子（絵：早川和子）

勤務評価の木簡はどこから見つかるか？

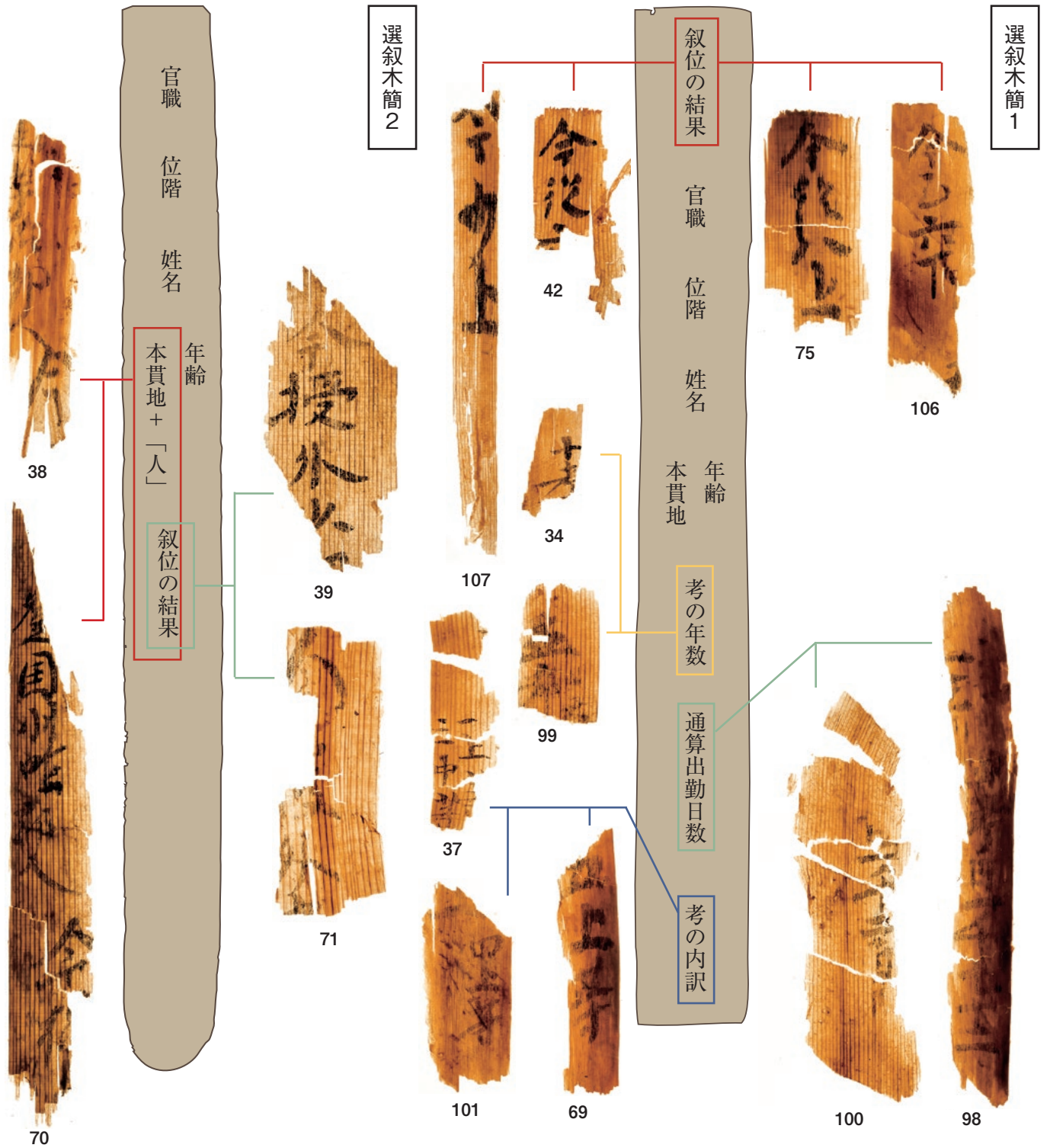
役人の勤務評価はまず所属する役所の長官か次官がおこなったから、側面に孔をもつ個人カードの木簡や削屑ほどの役所で見つかったもおかしくない。例えば、貴族の家政も役人が担当したので、長屋王家木簡にも考選木簡は含まれる。東西溝SD四一〇〇の木簡の多くも、式部省の役人に対する式部省内での勤務評価に伴うものである。一方、各役所の勤務評価は、太政官

經由で文官は式部省、武官は兵部省に送られ、両省が最終評価を決定する。つまり式部省・兵部省は両省以外の役人の評価作業も担当した。IV章で紹介する井戸SE一四六九〇や南北溝SD一一六四〇の木簡はその一例である。このように式部省木簡には、式部省の役人の考課と選叙、文官全体の考課と選叙の計四種が含まれる。それらを復元するカギは削屑の分析にある。

考課木簡



※官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人カードとしての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部分のみでは考課・選叙いずれの木簡の削屑かは判断できないが、便宜上、考課木簡として示した。



考課木簡の削屑は概ね一つの書式にまとまるのに対し、選叙木簡の削屑には、少なくとも二つの異なる書式がうかがえる。

一つは、例えば正八位上に昇進する場合、「今正八上」と木簡の上部に「位」を略して追記するもの（選叙木簡1）で、もう一つは、姓名・年齢・本貫地の記載に続けて、同じ例で示せば「今授正八位上」と書くもの（選叙木簡2）である。前者は位階昇進の評価の過程、後者は結果を示すことに重点があるといえ、使用する場面が異なるのであろう。

このほか通算上日数（出勤日数）や、その間の考の内訳が書かれた削屑がある。例えば六年分の考の通算による場合を模式的に示すと次のようになる。

六考日一千八百卅九
 一上等
 三中等
 二下等

「六考」は六年の考の通算の意味で、その間の通算出勤日数が一八三九日であることを示す。勤務日数は「上日」とせず、単に「日」とするのが選叙の木簡の特徴である。「一上等／三中等／二下等」は六年分の評価の内訳で、六度の評価のうち、上等評価を受けたのが一回、中等評価を受けたのが三回、下等評価を受けたのが二回であることを示す。

なお、選叙の木簡に共通してみられる顕著な特徴として、本貫地の国郡名のあとに「人」を付すことが挙げられる。その理由は明確ではないが、考課木簡と選叙木簡を区別する有力な指標の一つになる。

区分名称	対象者	大宝令制		七〇六年の改訂後(七五七・五七六四・二を除く)		考課対象となる ために必要な 年間出勤日数	評定区分
		成選(位階昇進の資格を得る)年限	規定上の最高昇進	成選(位階昇進の資格を得る)年限	規定上の最高昇進		
内長上	内位をもつ長上官―中央の常勤官人、内舍人、舍人・養老令では内分番扱)才伎長上(技術系常勤官人)、国司(中央から派遣)、五位以上の散位	六考―六年分の考	十三階	四考―四年分の考	九階	二四〇日	上上・上中・上下・中上・中中・中下・下上・下中・下下の九段階
内分番	内位をもつ番上官―中央の非常勤官人・史生・使部など、帳内・資人、六位以下の散位	八考―八年分の考	三階	六考―六年分の考	三階	一四〇日 (帳内・資人は二〇〇日)	上・中・下の三段階
外長上	外位をもつ長上官―①郡司の四等官、軍団の官人、②国博士、国医師	十考―十年分の考	三階	八考―八年分の考	三階	二四〇日	①上・中・下・下の四段階 ②上・中・下の三段階
外散位	外位をもつ散位(国府に非常勤勤務)	十二考―十二年分の考	三階	十考―十年分の考	三階	一四〇日	上中・下の三段階

特別の叙位



考を積み重ねて選の対象となる年限は役人の種類によって異なり、大宝令の規定では、中央の常勤の役人(内長上)は六年、非常勤(内分番)は八年だった。しかし、大宝令施行からまもない七〇六年(慶雲三)に二年ずつ短縮され、変遷はあるものの、これがその後の基本となる。

位階の昇進は、今回展示する東西溝SD四一〇〇の木簡に多数登場する資人や使部、位子などを含む内分番の場合、三段階評価の中等を六年続けて受ければ一階昇進、三年中等・三年上等で二階昇進、六年上等で三階昇進となる。一年でも下等が付くと、他の年の上等で相殺できなければ、昇進できないことになる。

このほか、特別の昇進が認められる場合があり、勤務評価の木簡にもその旨註記された。46・76はその部分の削屑とみられる。政争に巻き込まれて役人としての道を絶たれた例もある。77の「仲万呂支党除名」は藤原仲麻呂の乱後の連座が下級役人にも及んだことを示す生々しい資料。44・78・109は、「省符」と年紀の組み合わせとみられる削屑。同じ日付の削屑が複数あり、なんらかの勤務評価の木簡の一部であろう。

いづれにしても、木簡から知られる機械的な勤務評価と昇進判定が適用されたのは六位以下の役人だけである。五位以上の貴族も勤務評価の対象ではあったが位階は「勅授」であって、天皇の決定に委ねられる形式だった。位階の制による位階のスタート時点の特典だけでなく、その昇進においても五位以上は六位以下と明確に区別されていた。

Ⅲ 式部省木簡の広がり

東西溝SD四一〇〇から見つかった式部省木簡には、勤務評価だけでなく、式部省のさまざまな仕事に関わる木簡が含まれている。



赤外写真（拡大）



116



128



146



第一は式部省管轄下の役所からの勤務分担（日勤が直、夜勤が宿。あわせて宿直とも呼ぶ）の報告。128は大学寮（役人養成機関で、左京または右京の三条一坊にあつたらしい）のもの。員外大属（定員外の第四等官）が担当したことを記す。天平神護元年は七六五年。姓の破斯はベルシヤのこと（普通は波斯と書く）。西域から渡来した人の子孫であろうか。

第二は続勞錢（資錢）の付札。勤務評価の対象となるには一定の出勤日数が必要だったが、五〇〇文（和同開珎五〇〇枚）の錢を納めることでこれに代えることができた。その錢を続勞錢と呼ぶ。労働者一日分の日当が一文だから相当の額だが、資力のあるものにはこうした抜け道も許されていた。

東西溝SD四一〇〇から見つかった木簡の大半は、I・II章で紹介した勤務評価の事務作業に伴うものだが、それ以外にもいくつかの特徴的な木簡がある。いずれも式部省ならではとってよいものである。



119



135



赤外写真



149



122 木口 (原寸の200%)



棒軸とそれを転用したもの
(左から 122・137・138・123)

116・146はまとまって出土した神亀五年(七二八)の続労銭(資銭)の付札。裏面の日付の下には、その納入を検査した式部省の担当者名が「勘」として追記されている。

第三に、文書の軸の木簡。軸の頭に見出し用の題籤を作り出した簡易な軸の断片が多数見つかっており、勤務評価には紙の文書も多用されたことがわかる。

149は仕えていた主人の死去などにより、職を免じられた資人(従者)の目録の軸か。119・135は上日(出勤日数)管理の帳簿の軸であろう。

式部省木簡には、題籤軸のほかに丁寧な円柱状に加工した棒状の軸が含まれる。これは地方から長文の正式な公文書(戸籍・計帳・正税帳をはじめ、主として帳簿状のもの)を進上する際の軸で、木口にその内容を記す。保管期間が過ぎた必要なくなった文書を裏紙として再利用し、使い切ったあとに捨てられる。122の「肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳」は東西溝SD四一〇〇から分かれて平城宮南面大垣を横断する南北溝SD一一六四〇(後述)の遺物。

123と138は裏面に円弧状のカーブが残っており、軸としての加工の痕跡とみられる。不要になった軸を縦に割いて、平滑面に文字を書いている。



126 (原寸の70%)



124



156



123

138

126は筆記できる行数を確保するために、木目と直交する方向に文字を書く、いわゆる横材の木簡。横材の木簡としてはかなり残りのよい方だが、元の幅の半分程度しか残っていないとみられ、意味は断片的にしかとれない。多数の人名のほか、丹波・能登・近江・周防・出雲などの国名が見える。また、白丁・郡司(主帳)などの記載があることからみて、各地に本貫地を残したまま下級役人として都で働く人々の管理に関わる木簡か。

そのほか、156は中国南朝梁の昭明太子(五〇一〜五三二)撰の詩文集『文選』とその巻数を記す木簡。平城宮では「文選巻」と書かれた墨書土器も見つかっており、下級役人の教養書としても流布していたとみられる。

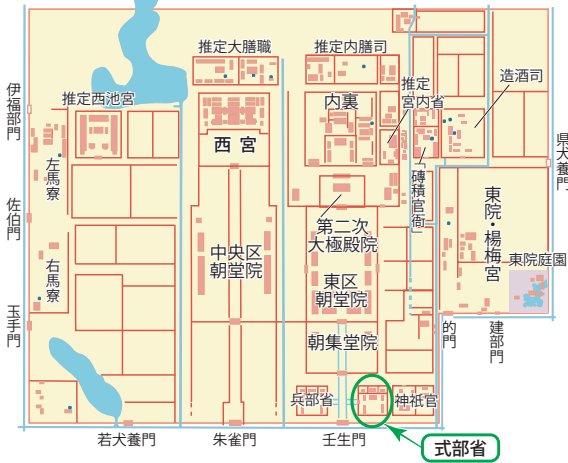
124は遠江国から納められた雑魚腊(干物)の荷札。国が進上する書式からみると贅(ぜい)であろう。

123は勤務評価の木簡として使ったもので、側面に孔をもつ正式の木簡の下書きのような用途か。123は縦に割り裂いたあと、さらに下端を尖らせて付札状にしている。紐で束ねた資料に差し込むのに適した形状といえよう。

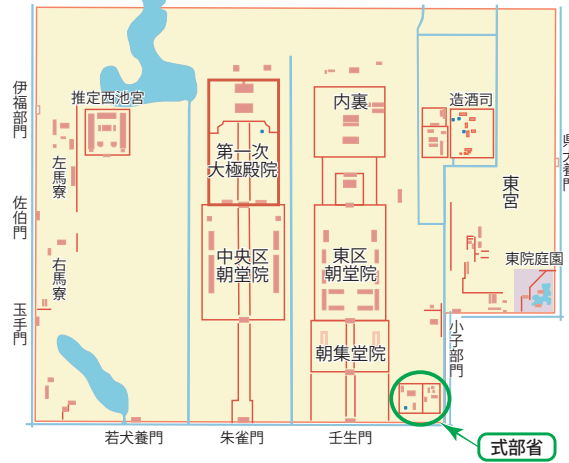
第四は租税の荷札や保管用のラベルの木簡。式部省にもその運営に必要な物品が、民部省・大膳職・大蔵省など租税を保管する役所から分配されてくる。荷札は品物を使い切るまで付いたままなのが普通で、式部省からも荷札が見つかる。124は遠江国から納められた雑魚腊(干物)の荷札。国が進上する書式からみると贅(ぜい)であろう。

138は勤務評価の木簡として使ったもので、側面に孔をもつ正式の木簡の下書きのような用途か。123は縦に割り裂いたあと、さらに下端を尖らせて付札状にしている。紐で束ねた資料に差し込むのに適した形状といえよう。

奈良時代後半



奈良時代前半



平城宮における式部省の位置

式部省はどこ？

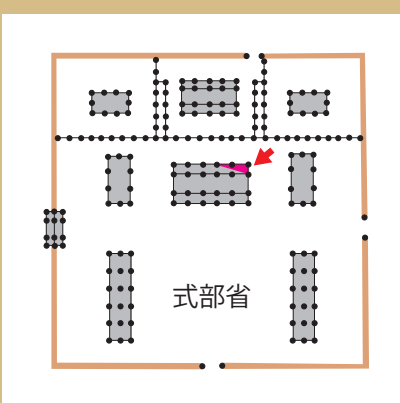
東西溝SD四一〇〇から式部省で使われた多量の木簡が出土したことは、そばに式部省があったことを推定させてくれる。しかし、木簡が見つかったのは役所の敷地内の遺構ではなく、南面大垣の内側を流れる東西溝であるから、廃棄元の特定は容易ではない。常識的に考えると、最有力の候補地は、東西溝の北に隣接する場所であろう。ところが、この敷地からは、木簡出土と同じ発掘調査で、鍛冶工場の跡が見つかっていたため、式部省とするのはためらわれた。このため、もう一つ北側の役所を想定する案も出された。西側は、壬生門を入ってすぐ内側に位置するためか、ここを候補とする案は出されなかった。

式部省の遺構

平城宮の式部省の所在地がわかったのは、一九九〇年代に入ってからである。壬生門と朝集堂院との間に、八棟の礎石建物から構成される格式の高い、宮内道路を挟んで東西対称に配置された同規模の二区画の役所が見つかり、東が式部省、西が兵部省であることが明らかになった。東西溝SD四一〇〇に考選木簡を投棄した時期の式部省は、予想外にもその北西の位置にあったわけである。ただ、この役所は奈良時代後半の平城遷都（七四五）以後に建てられたこともわかった。奈良時代前半の式部省の遺構が下層に埋もれているのではないかとずいぶん調査をおこなったが、明確な前半の役所の遺構は見つからなかった。

奈良時代前半の式部省の位置を考える

手がかりとなったのは、IV章で紹介する東西溝SD四一〇〇の北側にある役所の井戸跡（SE一四六九〇）から出土した木簡、そして東西溝SD四一〇〇から南に分岐し、南面大垣を横切る南北溝SD一一六四〇から見つかった木簡だった。



奈良時代後半の式部省と正殿の検出位置
(矢印で示した箇所が発掘された遺構)



式部省関係墨書土器



式部省正殿跡
(東から撮影、1992年)

IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用

奈良時代前半の式部省に関わる二つの木簡群、東西溝SD四一〇〇に含まれる式部省との関係では理解できない木簡、それらは式部省の移転の様子を浮き彫りにする。

東西溝SD四一〇〇の北側にある役所の井戸跡（SE一四六九〇）から出土した、四七〇〇点に及ぶ削屑を中心とする木簡も勤務評価に関わるもので、時期は養老・神龜年間（七一七―七二九）を主体とする。内容は、式部省以外のさまざまな役所の役人のものを含む勤務評価の木簡が中心で、文官の人事担当としての式部省独自の業務に直結する資料といえる。

また、東に流れる東西溝SD四一〇〇から南に分岐し、南面大垣を横切るバイパス状の南北溝SD一一六四〇からも、ほぼ同時期の

式部省に関わる木簡約一〇〇〇点が見つかった。これら、特に井戸SE一四六九〇の木簡は、奈良時代前半の式部省が、東西溝SD四一〇〇の木簡出土地北側にあった動かぬ証拠となった。

ここは奈良時代後半の式部省のすぐ東に接する場所である。これらの木簡は、西隣の区画への式部省の移転に伴って捨てられたものだろう。

169の「小心謹卓執当幹（了）」は、中央の非常勤の役人（内分番）の三段階評価のうち、上等評価の基準となる考課令の規定の文言。

175は常勤役人（長上官）の勤務評価木簡の削屑。井戸SE一四六九〇出土。「四中上」は六年のうち四年分が九等のうち「中上」だったことを示す。それ以外の評価だった二年分も列記されていたはずである。この基本評価と、175の削屑に見える「善」、及び最という

付加評価を総合した上で、位階昇進は決められた。158は多櫛嶋（種子島と屋久島）の役人の勤務評価に関する文書の付札。六年分の資料を一括して保管する際に式部省で付けたものだろう。「番」は勤務評価作業の順序を示す。南北溝SD一一六四〇出土。



158



169



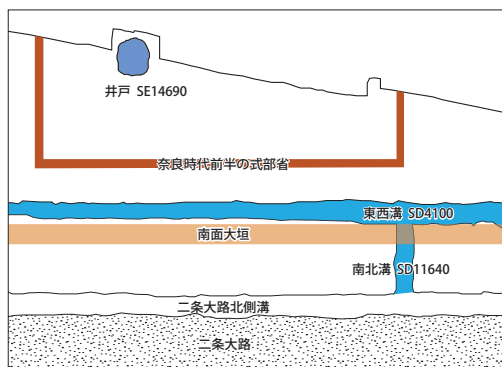
175



南面大垣を横切る南北溝 SD11640
(南から撮影、1984年)



奈良時代前半の式部省の井戸 SE14690
(南から撮影、1991年)



井戸 SE14690 と南北溝 SD11640 の位置



171



179



165



180



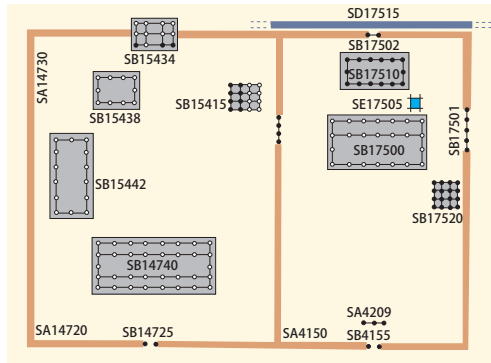
181



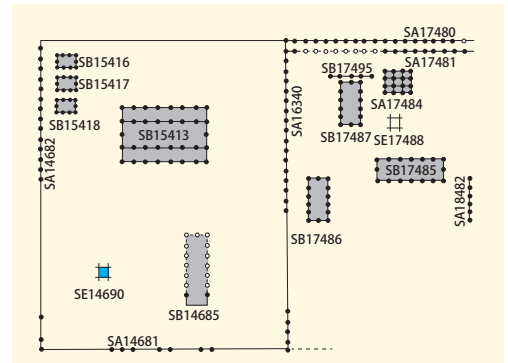
神祇官関係墨書土器



直径約 1.2m の一木の割り抜き井戸 SE17505 (東から撮影)



式部省移転後の跡地（神祇官）の遺構図 (奈良時代後半)



式部省の遺構図 (奈良時代前半)

このように東西溝SD四一〇〇の木簡は、下級役人の勤務評価の実態だけでなく、平城宮東南隅の役所のダイナミックな変遷を解明する資料としても貴重である。

活動を続けていたと考えられよう。

なお、神祇官が移転してくる時期は、宝亀年間（七七〇―七八一）とみられる。式部省の移転は遅くとも七四五年の平城遷都後まもなくには実現したとみられるから二〇年以上の開きがあるが、これを解くカギは実は東西溝SD四一〇〇の式部省木簡にある。すなわち、七六五―七七〇年の式部省木簡がSD四一〇〇に捨てられたのは、神祇官への建て替えに伴うもので、式部省本体の西隣の区画への移転後も、その実務空間は跡地に残って活動を続けていたと考えられよう。

165・180・181は、一木の割り抜き井戸SE一七五〇五の抜取穴から見つかった削屑。中でも、165は神社名を記し、ここが神祇官である証拠となった。

179は土佐（佐）国の籠の荷札、171の伊勢国度会郡の庸米も、神祇官に関わるものである。東西溝SD四一〇〇からはこれらの木簡のほか、神祇官に関わる墨書土器も見ついている。

式部省が西隣に移転した跡地には、北を正面とする特異な役所が設けられた。平安宮との対比や、区画内の井戸SE一七五〇五から出土した木簡により、神祇官という宮中祭祀と全国の神社行政を担当する役所であることがわかった。量はわずかなが、東西溝SD四一〇〇の木簡として一括されてきたなかにも、神祇官に関わる木簡が含まれている。



2016年10月15日

編集・発行 独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所
〒630-8577 奈良市佐紀町 247-1
<http://www.nabunken.go.jp/>

表紙デザイン 廣瀬 智子
印刷 能登印刷株式会社